

植生保護期の運用方法の見直しについて

■ 植生保護期の運用について

植生保護期（開園～5/9、8/1～11/8）においては、利用者はフィールドハウスでレクチャーを受講した上で、自己責任を原則として個人で一定のルールの下自由に地上遊歩道を散策することができる。自然公園法の利用調整地区制度そのものにレクチャー制度は組み込まれておらず、知床五湖におけるルールの遵守やヒグマ対策を徹底するため、利用適正化計画において定めているものである。

本レクチャーは「ヒグマと遭遇しないようにするために取るべき行動」や「実際に遭遇した際に取るべき行動」について説明するものであるが、ヒグマに対する十分な知識を持たない来訪者が大多数である中で、制度開始以来ヒグマによる事故や利用者に起因する危険事例が発生していないことから、レクチャーには一定の効果が認められる。

一方、制度開始時とはヒグマの行動や個体数が変化している現状があり、植生保護期における自己責任の下での散策にあたっては、現行の制度及び施策が不十分との指摘がある。具体的には「利用者へのリスク提示が十分とはいえない」「登録引率者の位置付けが決まっていない」「ヒグマと利用者の危険な遭遇を防止する措置が十分に取られていない」等の課題が挙げられている。また、遊歩道の閉鎖回数も多く、安定的な利用のためにも運用方法の見直しが求められている。

※近距離での遭遇、威嚇突進、退出困難 等

■ 改善のための施策（案）

- 「利用者へのリスク提示が十分とはいえない」
 - ・ ヒグマに関するレクチャー映像を五湖 FH に来る前に視聴できる仕組み
 - ・ 利用者が地上遊歩道あるいは高架木道のどちらに行きたいか判断するための材料となる情報提供を拡充する
 - ・ レクチャー映像・内容の更新
- 「登録引率者の位置付けが決まっていない」
 - ・ 利用者の退出誘導等、現在無線機を携帯して行っていること（※）を引き続きお願いしたい。利用適正化計画への書き方は要検討。
※ヒグマを見た際、ヒグマを見た利用者から話を聞いた際、無線が入った際に、周囲の利用者・退出中に会った利用者に伝え、退出を促す。
- 「ヒグマと利用者の危険な遭遇を防止する措置が十分に取られていない」
 - ・ 地点名看板の設置
 - ・ 定期的な笹刈り（北海道・環境省 AR 等による職員実行を想定）

➤ 安定利用に向けて

・ 部分閉鎖のルール

ヒグマ目撃場所によっては、大ループのみを閉鎖する。

・ 閉鎖判断

例外的に閉鎖せずともよい基準を作成する。

(例)

☆ FHに戻った利用者から報告を受けたが目撃時刻以降に当該地点を過ぎた登録引率者ツアーから目撃の連絡がない場合

☆ 登録引率者が対岸のヒグマを目撃し、ループ外へのロストまで確認した場合

➤ 大量出沒年における対応

植生保護期にもヒグマの目撃が多く利用者への供用が危険だと判断した場合は、一定期間遊歩道を閉鎖せざるを得ない。そのような場合に、どのような基準で閉鎖・再開するのか事前に決めておくことで現場の混乱を小さく抑えることができる。